

平成 29 年 9 月 17 日

各 位

株式会社肉匠もりやす
代表取締役 森安 常義

「焼肉肉匠もりやす」に関するお詫びとお知らせ

この度、平成 29 年 8 月 24 日より休業しておりました弊社「焼肉肉匠もりやす」において所轄の狭山保健所より、営業停止の行政処分が解除になりましたことを下記のとおり、お知らせいたします。

発症されましたお客様とご家族の方々には多大なる苦痛とご迷惑をおかけしましたこと、心よりお詫び申し上げます。

また、日頃より弊社店舗をご利用いただいているお客様や関係者の皆様方に、ご迷惑とご心配をおかけしましたこと、重ねてお詫び申し上げます。

記

■行政処分概要

- ・ 該当店舗：焼肉肉匠もりやす
- ・ 処分内容：食品衛生法第 6 条及び同法 55 条 1 項に基づき同年 9 月 6 日（水）より
3 日間の営業停止 同年 9 月 9 日（土）解除
- ・ 病因物質：腸管出血性大腸菌 O157

■検査結果

- ・ 内 容：まな板、店内施設のふき取り・従業員検便検査・使用肉の提出
- ・ 結 果：上記検査はいずれも当該菌の検出なし

■原因・再発防止策

- ・ 考えられる原因：牛たたき等の焼き方・衛生管理の不十分
※発症されたお客様の共通メニューは焼肉もりやすコース
- ・ 再発防止策：焼肉店の厨房・店舗の清掃
食中毒予防のための従業員教育
衛生管理の徹底

以上

この度の事態を厳粛に受け止め所轄狭山保健所の立ち入り検査、指導を受け、より徹底した衛生管理に努めていく所存でございます。